

環境産業常任委員会

「宮島包ヶ浦自然公園を守る会」を参考人招致

高付加価値宿泊施設誘致

市が計画している宮島包ヶ浦自然公園への高付加価値旅行者宿泊施設の誘致に対し、「宮島包ヶ浦自然公園を守る会」(以下「守る会」)から、誘致に反対する要望書が署名(1万3815筆)とともに議会に提出されたことを受け、(P15に関連記事)所管の環境産業常任委員会では審査に必要であることを理由に、参考人招致を行いました。守る会からは4人が参考人として出席し、要望内容を説明し、委員等への質問に答えました。

要望書の反対理由「抜粋」

1. 市民の共有財産を特定の事業者に専有させ、経済的に恵まれた旅行者だけのものにしようとしている。地元的生活・経済にも悪影響が懸念される。
2. 自然環境保護・保全の観点から活用せず甚大な自然破壊を招こうとしている。
3. 地元宮島の意見を聞くことなくしに結論ありきで計画を強行しようとしている。

質問&答弁(一部) Aは参考人

Q 署名用紙には「大規模開発」と書かれているが、甚大な環境破壊が行われると受け止められているのか。

A 建設工事が行われれば資材が持ち込まれ土も張られる。山を剥ぐような工事でもなく、今維持できている環境が維持できなくなるといことは甚大な影響と言える。

Q 17種の絶滅危惧種が生息しているということだが、汽水域は公共ゾーンに入れるので問題ないのでは。

A 汽水域を公共ゾーンに入れるだけではだめで、出口だけ守るのではなく、入口からの一連の流れを保存してほしい。

Q 施設建設によって世界遺産登録を取り消されるおそれがあるといわれるが、自然公園法や文化財保護法の規定の範囲内であればよいのでは。

A 法律違反でなければよい、という考え方でよいのだろうか。協議を重ねて着地点を見つけたいがどうか。

A 市がホテル誘致の方針を変えない限り、現状の協議会で妥協点を見つけるのは難しい。包ヶ浦に何が必要から始めるべきだ。

環境産業常任委員会は、参考人招致等の調査結果を踏まえ、市長に次のような申し入れを行いました。「抜粋」

- 1、市民、宮島包ヶ浦自然公園を守る会などの団体に対して適宜、情報提供を行うとともに必要に応じて説明すること。
- 2、宮島包ヶ浦活用検討協議会において十分な協議、議論を行い事業に取り組むこと。



議員全員協議会(6月17日)
宮島包ヶ浦自然公園に係る協議会の開催状況について

Q&A

Q 市の方針は変えないのか。それともゼロから話し合えるのか。

A 協議会の中で市の案は一つの場合であることを確認している。

Q 世界遺産登録に影響を与えるおそれのあるヘリポートの観光利用は、事業者決定後というのでは判断しかねる。

A 基本的に災害利用で、観光用でも可能。ある程度成案ができた段階でユネスコ等に確認する。

議員全員協議会(6月24日)

宮島包ヶ浦自然公園の利活用方針の策定等について

17日の協議を踏まえ、国内法を遵守している限り、世界遺産登録から外れることはないこと、包ヶ浦棧橋へ移転するヘリポートは救急搬送、物資運搬に加え、観光客の交通アクセス利用は可能(遊覧飛行は不可)であることなどの説明がありました。

Q&A

Q 交通アクセスというのはお客さんを運ぶということか。

A 誰でも来ていただける駅のよなもの、フェリーも可能。